

(様式第 10 号) (第 53 条、第 54 条の 2、第 55 条関係)

施工状況等報告書

令和 5 年 4 月 28 日

長野県知事 阿部 守一 様
(佐久市長 柳田 清二 様)

住 所：長野県飯山市大字飯山 2652 番地 3
名 称：合同会社 F S P S 八風
氏 名：代表社員 一般社団法人長野地域エナジー
職務執行者 高山 知也

長野県環境影響評価条例第 32 条第 1 項の規定により、下記のとおり送付します。

記

対 象 事 業 の 名 称	F S P S 佐久市八風太陽光発電所事業
報 告 対 象 期 間	令和 5 年 1 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで
環 境 保 全 の た め の 措 置 の 状 況	詳細は別紙添付資料のとおり
対 象 事 業 の 実 施 状 況	詳細は別紙添付資料のとおり

(備考) 必要に応じ、環境の保全のための措置の状況又は対象事業の実施状況に係る
図面又は写真を添付すること。

1 対象事業の名称

F S P S 佐久市八風太陽光発電所事業

2 報告の対象期間

令和5年1月1日～3月31日までの3ヶ月間 ※事業着手日は令和5年3月1日

3 工事の進捗状況

工事の進捗状況は、表3-1、図3-1及び写真3-1～写真3-2(1)～(4)に示すとおりである。

報告の対象期間においては、準備工、伐採工事、防災工事を行った。

準備工は、現場事務所の建方、工区別の基準点測量、工事区域への立ち入り禁止柵（仮囲い）の設置を行った。伐採工事は、調整池や排水路の設置に伴う1次伐採、ならびに伐採木の玉切り、集積、搬出、伐根作業を行った。防災工事は、降雨の際に地形なりに直接区域外に流出してしまう流域の100年確率排水路施工のための2次伐採を行った。

評価書提出時点の計画では、令和5年3月に準備工を1ヶ月程度行った後に、令和5年4月から防災工事や流末・調整池工等に着手する予定であったが、必要な箇所の準備工を行いながら、令和5年3月から順次防災工事や伐採工事を実施することとした。

表3-1 工事の進捗状況（令和5年3月31日時点）

▼ R5.3.31時点

延べ年	1												2												3				
延べ月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
年	令和5												令和6												令和7				
月	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7
A 土木造成工事																													
準備工																													
防災工事																													
土砂濁水流出防止工																													
流末・調整池工																													
排水工																													
環境対策工																													
伐採工事																													
造成工事、法面工事																													
土工事																													
管理道路工																													
防護柵工																													
雑工																													
片付け工																													
B 太陽光発電設備設置工事																													
基礎工事																													
架台設置工																													
太陽光パネル(モジュール)設置工																													
パワーコンディショナ・一次変圧設備工																													
二次変圧設備工																													
C 特高変電所設置工事																													
送電線(地下埋設)工																													
連系開閉設備工																													
受電																													
D 試運転調整																													
使用前自主検査																													
試験調整																													
安全管理審査																													

上段: 評価書の計画
下段: 実績

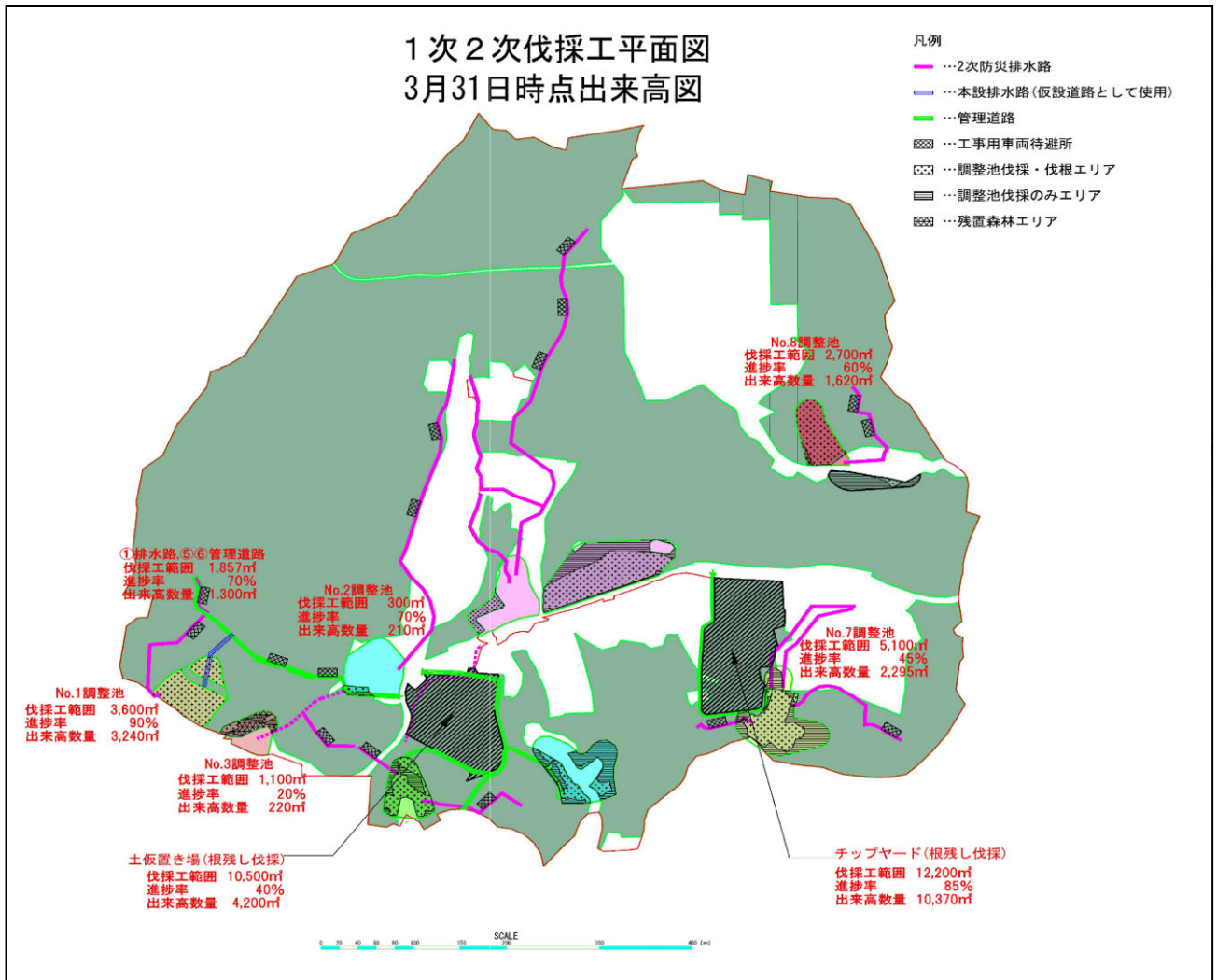


図3-1 工事の進捗状況 (令和5年3月31日時点)

全景（着手前）



全景（3月31日撮影）



※写真赤枠①～④範囲の工事の進捗状況は写真3-2(1)～(4)参照。

写真3-1 工事の進捗状況写真（全景：令和5年3月31日時点）

①No.1・No.3調整池まわり（着手前）



①No.1・No.3調整池まわり（3月31日撮影）

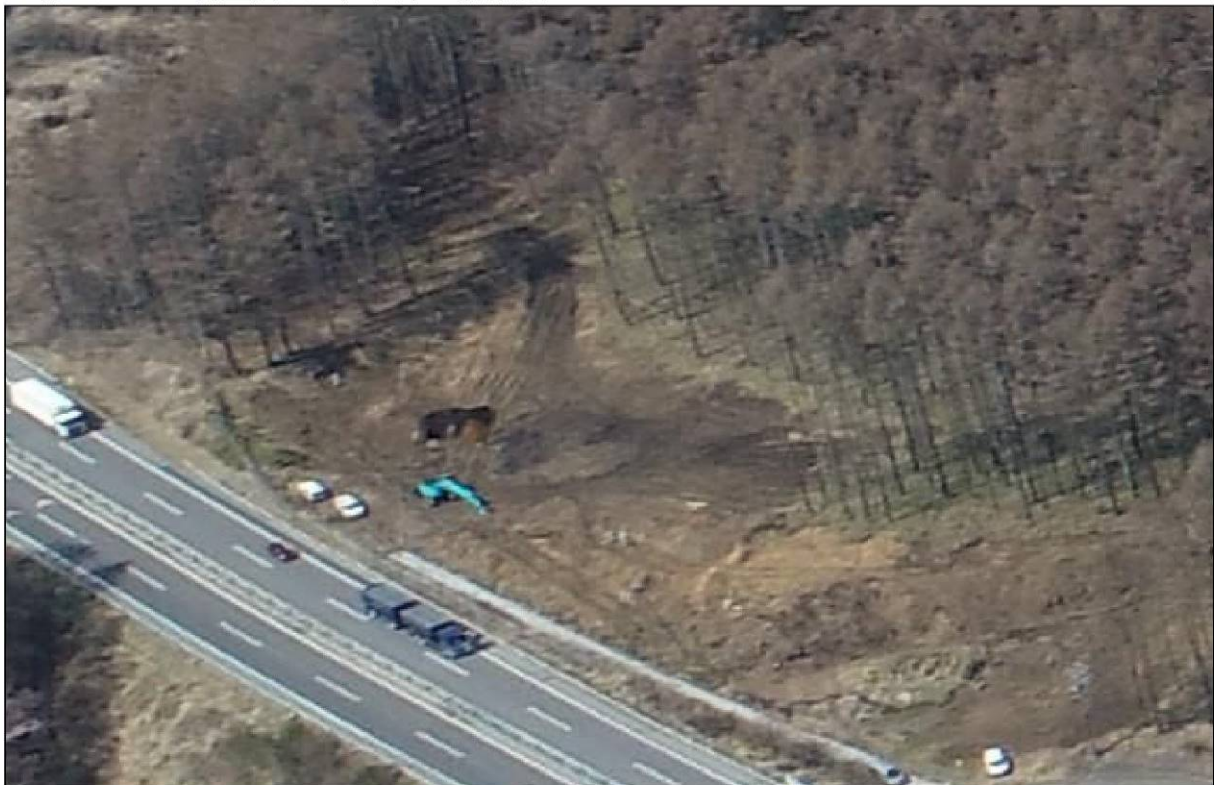


写真3-2(1) 工事の進捗状況写真（No.1・No.3調整池まわり：令和5年3月31日時点）

②No.2調整池まわり（着手前）



②No.2調整池まわり（3月31日撮影）



写真3-2(2) 工事の進捗状況写真（No.2調整池まわり：令和5年3月31日時点）

③No.8調整池まわり（着手前）



③No.8調整池まわり（3月31日撮影）

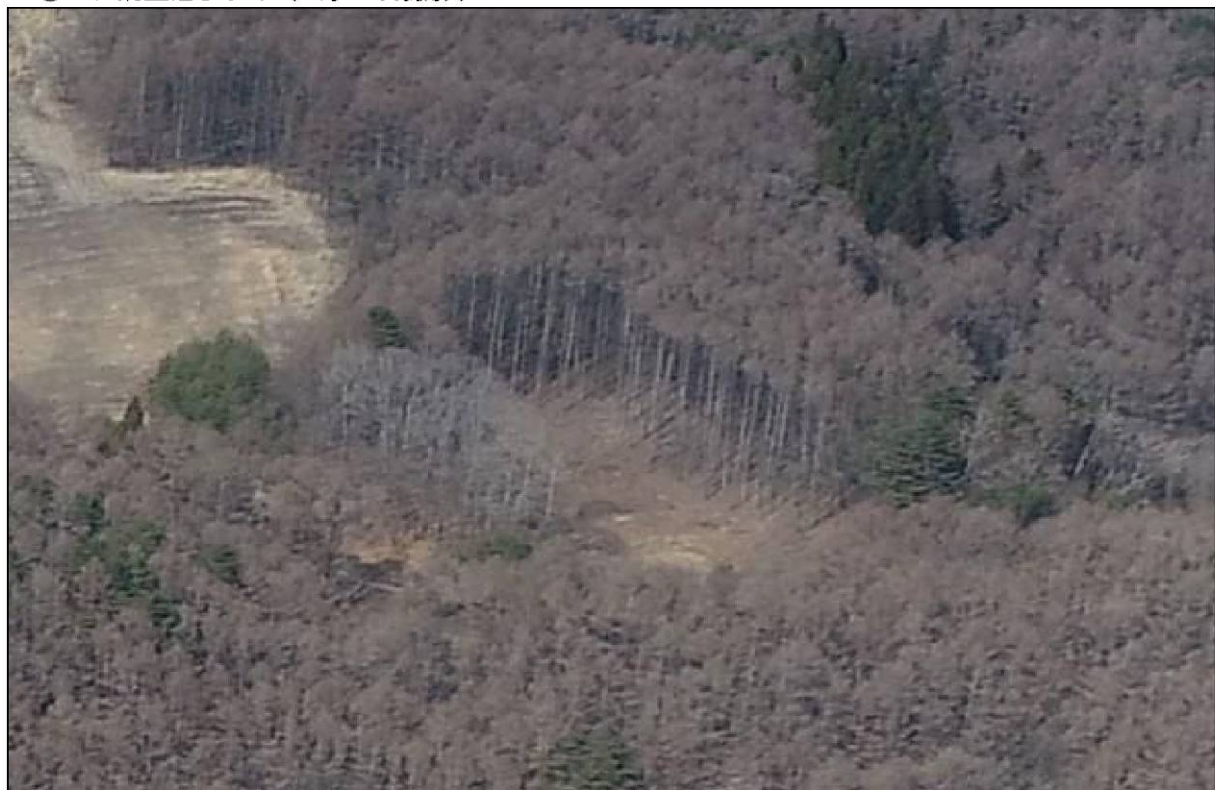


写真3-2(3) 工事の進捗状況写真（No.8調整池まわり：令和5年3月31日時点）

④チップヤード・No.7調整池まわり（着手前）



④チップヤード・No.7調整池まわり（3月31日撮影）



写真3-2(4) 工事の進捗状況写真（チップヤード・No.7調整池まわり：令和5年3月31日時点）

4 環境保全措置の実施状況

報告の対象期間における環境影響評価書の第4章に記載した環境保全措置の実施状況は、以下に示すとおりである。

環境保全措置の実施状況の整理にあたり、各環境影響評価項目に係る環境保全措置について重複する措置がある場合は纏めて整理することとした。

評価書に記載した環境保全措置を確実に実施中である。

内容	環境保全措置	関連する環境影響評価項目	評価書に記載した措置	評価書掲載頁	実施状況 (報告対象期間：令和5年1～3月)	参照資料 ・写真番号
工事用車両の走行	走行時期・時間の分散	大気質、騒音、振動	工事用車両の走行が集中しないよう、走行の時期・時間の分散に努める。特に小中学校の登下校時間帯は極力避けるよう配慮する。	1.4.1-50 1.4.2-15 1.4.3-13	・新規入場者教育の際や災害防止協議会にて、指導・教育を行い周知徹底を図った。 ・現場周辺道路は徐行を厳守するよう指導を行った。	資料4-1 写真4-1 写真4-2
	交通規制等の遵守	大気質、騒音、振動	工事用車両の運転者に対して、速度や積載量等の規制、指定走行ルート及び標示規制等を遵守するよう指導する。	1.4.1-50 1.4.2-15 1.4.3-13	・全工事車両は工事車両証を掲示し搬出入を行った。 ・工事車両ルート図を遵守するよう指導を行った。	
	アイドリングストップ、エコドライブの励行	大気質、騒音、振動	工事用車両の運転者に対して、アイドリングストップ、エコドライブを励行するよう指導する。	1.4.1-50 1.4.2-15 1.4.3-13	・場内の工事関係車両はアイドリングストップを義務化した。	
	工事用車両の計画的・効率的な運行管理	触れ合い活動の場	工事用車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。	1.4.13-13	・打合せの際に、搬出入時間の調整を行った。	写真4-3
	工事用車両のタイヤ洗浄	大気質、植物、生態系	出入口付近に乾式タイヤ洗浄機を設置し、工事用車両が計画地に入入りする際に、タイヤに付着した泥土を落とすことで、粉じん抑制、種子等の移動を低減する。	1.4.1-50 1.4.9-57 1.4.11-33	(報告の対象期間では、タイヤ洗浄機は設置していない。)	-
	工事用車両出入口の路面洗浄等	大気質	工事用車両出入口の路面洗浄(散水等)を適宜実施する。	1.4.1-50	・作業員による出入口付近の路面清掃を実施した。	写真4-4
建設機械の稼働	排出ガス対策型建設機械の使用	大気質、触れ合い活動の場	排出ガスの影響を極力低減するよう、排出ガス対策型建設機械の使用に努める。	1.4.1-69 1.4.13-17	・建設機械は、排ガス対策型ならびに超低騒音型を採用し、排出ガスの抑制や騒音対策を図った。	写真4-5
	アイドリングストップの励行	大気質、騒音、振動、動物、生態系、触れ合い活動の場	建設機械や運搬車両の運転者に対して、アイドリングストップを励行するよう指導する。	1.4.1-69 1.4.2-24 1.4.3-20 1.4.10-72 1.4.11-33 1.4.13-17	・場内の工事関係車両はアイドリングストップを義務化した。	資料4-1 (前出) 写真4-1 (前出)
	工事内容の周知と意見・要望への適切な対応	大気質、騒音、振動、触れ合い活動の場	工事にあたっては、工事着手前に近隣住民に工事内容等を周知するとともに、必要に応じて説明会を行う。また、近隣住民からの問い合わせに対する相談受付の窓口を設置し、近隣住民からのご意見、ご要望に対し、状況に応じて迅速かつ適切な対応を行う。	1.4.1-69 1.4.1-76 1.4.2-24 1.4.3-20 1.4.13-17	・発電所建設工事については、工事着手前に、近隣住民に工事内容を記載した文章を全戸配布するとともに、区の要望に応じて説明会を実施した(2/27西地区全戸配布、3/2東地区全戸配布、2/19東地区地元説明会)。 ・自営線工事については、工事着手前に該当する全区に回覧板にて工事内容を周知するとともに、区の要望に応じて説明会を実施した(3/17伊勢林区地元説明会)。	資料4-2 資料4-3 写真4-6
	工事区域への散水	大気質、植物	工事箇所や工事区域内の走路には状況に応じて散水を行い、粉じんの飛散を抑制する。工事中の粉じんによる植物への影響(光合成等の阻害)を低減するため、適宜散水を実施し、粉じんの飛散を抑制する。	1.4.1-76 1.4.9-57	・土埃の飛散防止のため、工事箇所や工事区域内の走路へ敷鉄板を実施した。	写真4-7

内容	環境保全措置	関連する環境影響評価項目	評価書に記載した措置	評価書掲載頁	実施状況 (報告対象期間：令和5年1～3月)	参照資料 ・写真番号
建設機械の稼働	低騒音型建設機械の使用	騒音、動物、生態系、触れ合い活動の場	騒音の影響を極力低減するよう、低騒音型建設機械の使用や低騒音工法の採用に努める。	1.4.2-24 1.4.10-72 1.4.11-33 1.4.13-17	・建設機械は、排ガス対策型ならびに超低騒音型を採用し、排出ガスの抑制や騒音対策を図った。	写真4-5 (前出)
	建設機械の適切な配置	騒音、振動、動物、生態系、触れ合い活動の場	建設機械の稼働位置が集中しないよう適切な配置に努める。	1.4.2-24 1.4.3-20 1.4.10-72 1.4.11-33 1.4.13-17	・打合せの際に、建設機械の稼働位置等が集中しないように調整を行った。	写真4-3 (前出)
	防音シートの設置の検討	騒音、動物、生態系、触れ合い活動の場	近隣住民からのご意見・ご要望に対し、状況に応じて騒音の影響が大きい箇所に防音シートを設置する。	1.4.2-24 1.4.10-72 1.4.11-33 1.4.13-17	(報告の対象期間では、そのようなご意見・ご要望はなかった。)	—
	建設機械の適切な作業の実施	振動、動物、生態系、触れ合い活動の場	建設機械の運転者に対して、無理な負荷をかけず、丁寧な作業を実施するよう指導する。	1.4.3-20 1.4.10-72 1.4.11-33 1.4.13-17	・建設機械の不必要な空ふかしや高負荷での運転を避けるよう、工事関係者に指導・教育を行い周知徹底を図った。	資料4-1 (前出) 写真4-1 (前出)
	残置森林の適切な維持管理	触れ合い活動の場	残置森林の機能を維持できるよう適切な維持管理を行う。	1.4.13-17	(報告の対象期間では、実施していない。)	—
土地造成や掘削・樹木の伐採	広範囲の裸地化の抑制	水質	段階的な切盛り工事の実施などの工事計画の検討により一時的な広範囲の裸地化を抑制する。	1.4.5-42	(報告の対象期間では、造成工事は未着手である。)	—
	工事区域外からの流入抑制	水質	工事区域の外周に仮設の雨水排水路を設置し、工事区域外からの雨水の流入を抑制し、濁水の発生量を低減する。	1.4.5-42	(報告の対象期間では、仮設の雨水排水路の設置は未着手である。)	—
	造成工事の休止	水質、地形・地質	濁水の発生や、土砂災害の危険防止のため、台風、集中豪雨等が予想される場合には、土砂移動を伴う造成工事を行わない。	1.4.5-42 1.4.8-34	(報告の対象期間では、造成工事は未着手である。)	—
	造成面等からの濁水発生対策	水質、動物、生態系	土砂流出防止柵や土粒子フィルター柵を設置し土粒子を除去するとともに、台風、集中豪雨等が予想される場合には、土面を平滑化し雨養生する。	1.4.5-42 1.4.10-72 1.4.11-32	(報告の対象期間では、造成工事は未着手である。)	—
			表土保全土はシート及びネットによる養生等の対策を講じる。		(報告の対象期間では、造成工事は未着手である。)	—
	仮設沈砂池及び調整池の設置	水質、動物、生態系	十分な貯留容量を有する仮設沈砂池及び調整池を設置し、雨水を一時的に貯留し濁水の土砂を沈殿させた後に上澄み水を公共用水域に放流する。	1.4.5-42 1.4.10-72 1.4.11-32	(報告の対象期間では、仮設沈砂池及び調整池の設置は未着手である。)	—
仮設沈砂池及び調整池の維持管理						

内容	環境保全措置	関連する環境影響評価項目	評価書に記載した措置	評価書掲載頁	実施状況 (報告対象期間：令和5年1～3月)	参照資料 ・写真番号
土地造成や掘削・樹木の伐採	雨水浸透施設の設置	水象	現場で浸透試験を行い浸透強度を定量的に把握したうえで、パネル用地等に設置する排水溝等に雨水浸透施設（円筒ます20ヶ所程度）を設置する。	1.4.6-40	（報告の対象期間では、雨水浸透施設の設置は未着手である。）	—
	造成法面、調整池堤体等の安定性の確保	地形・地質	調整池の築造を含む土地造成等の工事や調整池堤体の工事にあたっては、「森林法に基づく林地開発許可申請の手引き」における造成法面や堤体等の安定性に係る規定等を遵守して行う。	1.4.8-34	（報告の対象期間では、造成工事や調整池堤体の工事は未着手である。）	—
			掘り込み調整池で地下水位の高い箇所については地下水排除工の検討を行う。	1.4.8-34	（報告の対象期間では、調整池工事は未着手である。）	—
			掘り込み調整池で、工事中に地下水のにじみ出しの顕著な箇所や伏流水箇所を確認した際には、その都度、透水マット等による導水処理を丁寧に実施する。	1.4.8-34		
			堰堤式調整池の堰堤の支持地盤強度についても調査を行い、強度が不足した場合は、地盤改良等を行う。	1.4.8-34	・計画時に実施済みである。	—
	造成法面、調整池堤体等の監視	地形・地質	工事による影響を監視するため、造成法面や調整池堤体等の状況を目視により確認する。最大盛土部3.0m（3箇所）については、道路土工指針に基づき、施工段階から変位の収束が認められるまでの間、動態観測を行い、その結果により盛土や地盤の安定を予測する安全管理を行う計画とする。また、万一不安定状態が認められた場合は、地盤改良や抑止杭等の対策を実施する。	1.4.8-34	（報告の対象期間では、造成工事や調整池堤体の工事等は未着手である。）	—
	注目すべき種の生育地の変更の回避	植物	注目すべき種の生育位置等の調査結果を基に、パネル配置等の事業計画を検討し、注目すべき種の消失を可能な限り回避できるように計画の見直しを図る。	1.4.9-57	・計画時に実施済みである。	—
	外来種の駆除	植物、生態系	工事中に、計画地内で侵略的外来種の新たな侵入が確認された場合、可能な限り早期に駆除する。	1.4.9-57 1.4.11-33	・計画地内において生育が確認されたハリエンジュは、確認個体の伐採・伐根を行った。	写真4-8
	チップ化樹木の事前選定	植物	チップ化する樹木を事前に選定し、ハリエンジュ等の萌芽再生能力の高い侵略的外来種が混入しないようにする。	1.4.9-57	・計画地内において生育が確認されたハリエンジュにはマーキングを行い、伐採・伐根後の樹木が混入しないように産業廃棄物（木くず）として適切に処分した。	資料4-4 写真4-8 (前出)
変更区域境界の林縁保護	植物、生態系	間接的影響（日照・風当たり・水分条件等の変化による植物相・植生の変化）が懸念される変更区域の隣接部（林縁部）で、林内の環境変化を抑制する働きのあるマント・ソデ群落の成立が確認された場合は、工事中に草刈等で消失しないように留意し生育を維持する。	1.4.9-57 1.4.11-33	（報告の対象期間では、マント・ソデ群落の調査時期ではない。）	—	

内容	環境保全措置	関連する環境影響評価項目	評価書に記載した措置	評価書掲載頁	実施状況 (報告対象期間：令和5年1～3月)	参照資料 ・写真番号
土地 造成 や 掘削 ・ 樹木 の 伐採	林縁の確保	動物	計画地周辺の森林環境に生息する種の保護を目的に、計画地境界及び計画地内の伐採に伴って出現した林縁に、状況に応じて防風ネットや遮光ネットなどを設置することで樹木の保全を図る。	1.4.10-72	(報告の対象期間では、マント・ソデ群落の調査時期ではない。)	—
	工事関係者への啓発	植物	改変域に隣接して生育する注目すべき種は、位置がわかるように目印をつけ、工事関係者による踏みつけを予防する。	1.4.9-57	・改変域に隣接して生育するサクラソウについて、位置が認識できるようロープで周囲を囲い、工事関係者による踏みつけを予防した。	写真4-9
		植物	工事関係者には、非改変区域への不用意な立ち入りを行わないよう周知徹底する。	1.4.9-57	・工事関係者にマーキング個体を折損をしないこと、非改変域へ不用意に立ち入らないことを周知徹底した。	資料4-1 (前出) 写真4-1 (前出)
		動物、生態系	工事関係者及び作業員に対して、影響が予測される種が繁殖する可能性がある計画地外への繁殖期の立ち入りを抑制するよう啓発を行う。	1.4.10-72 1.4.11-33	・希少猛禽類への配慮事項として、作業員の服装や作業に関する注意事項をまとめた啓発リーフレットを作成し、新規入場者教育の際に周知徹底するとともに、安全掲示板に掲示した。	資料4-5 写真4-10
	サクラソウ自生地への濁水流入防止対策	植物、生態系	濁水流入によるサクラソウ自生地への影響(洗掘、水分条件の変化等)を低減するため、透水性のフィルター(ヤシロール等)を設置し、濁水の流入を低減する。	1.4.9-57 1.4.11-34	(報告の対象期間では、サクラソウ自生地付近工事は未着手である。)	—
	在来種の地域個体における植栽及び緑化、改変植生の代償	植物、生態系	造成森林及び造成緑地では、在来種の地域個体を用いる。 計画地内で消失するチガヤ群落やチョウの食草(ワレモコウ)が生育できるよう育成管理する。	1.4.9-58 1.4.11-33	(報告の対象期間では、造成森林及び造成緑地の工事は未着手である。)	—
	注目すべき種の個体移植	植物	直接改変により消失する個体を、工事開始前に掘り取り、非改変域の生育適地へ移植し、計画地内における種の保全を図る。	1.4.9-58	(報告の対象期間では、移植は行っていない。)	—
	注目すべき種の種子の保存及び播種	植物	成熟した種子を採取・保存し、非改変域の生育適地へ播種することで、計画地内における種の保全を図る。	1.4.9-58	ヤマトテンナンショウの種子を採取・保存し、自生地と環境条件が類似する箇所から適地を選定、播種を行った。	写真4-11
	移動経路の確保	動物	計画地及びその周辺に広く生息するニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマの生息域の減少により人と遭遇する機会の抑制を図るため、沢筋を中心に計画地内の森林を残置することで移動経路を確保し、計画地外の森林への移動を促す配置計画とする。	1.4.10-71	・計画時に実施済みである。	—
	営巣環境の保全	動物	既存の太陽光発電所に隣接するハイタカの営巣林と計画地の緩衝帯に位置する樹林を残置する。	1.4.10-71	・計画時に実施済みである。	—

内容	環境保全措置	関連する環境影響評価項目	評価書に記載した措置	評価書掲載頁	実施状況 (報告対象期間：令和5年1～3月)	参照資料 ・写真番号
土地 造成 や 掘削 ・ 樹木 の 伐採	繁殖時期の配慮	動物、生態系	計画地外であっても猛禽類の繁殖を阻害しないよう繁殖時期（ハチクマ：5～7月、ハイタカ：2～7月、オオタカ：1～8月）の工事に配慮する。	1.4.10-71 1.4.11-33	・令和5年2、3月に繁殖期前の事前調査を行ったところ、猛禽類の繁殖兆候が見られたため、4、5月にも追加の猛禽類調査を行うこととした。 ・コンディショニング対応フローチャートを作成し、対応の基準を明確化した。 ・現場施工管理における騒音上限値を設定し、工事中の騒音をモニタリングした。	写真4-12 資料4-6 写真4-13
	コンディショニング(馴化)	動物、生態系	資材や建設機械は、計画地周辺での繁殖の可能性のある時期では搬入方法に配慮するなど、影響が予測される種が順応できるように配慮し、状況に応じて、目隠し等の設置を検討する。	1.4.10-72 1.4.11-33	・資材や建設機械の搬入や稼働は、繁殖兆候が見られた箇所から遠い工区から始め、2週間程かけ徐々に近くの工区へ拡大するなどの配慮を行った。	資料4-7
	希少なチョウ類の幼虫の食草の保全	動物	造成前に改変域から表土ごと株を採取して育成管理、または種子を採取して保存し、造成緑地（法面等）整備時に使用する。	1.4.10-72	（報告の対象期間では、株採取等は行っていない。）	—
		動物	維持管理では、幼虫の食草が生育できる低茎草本が成立するよう適期に草刈りを行う等配慮する。	1.4.10-72	（報告の対象期間は、維持管理段階ではない。）	—
	希少なチョウ類の幼虫等の移設	動物、生態系	造成前に調査を行い、改変域の食草で幼虫等が確認された場合には、周辺の食草への移設を検討する。	1.4.10-72 1.4.11-33	（報告の対象期間では、調査は行っていない。）	—
	希少な昆虫類の成虫の移設	動物	造成前に調査を行い、改変域の小水路で成虫が確認された場合には、周辺の水域への移設を検討する。	1.4.10-72	（報告の対象期間では、調査は行っていない。）	—
	雨水浸透の促進	動物	現況の地表面を残し極力雨水浸透を促すよう、森林土壌を保全すべく極力伐根及び造成を行わず、現況地形を活かすよう、切盛エリアを限定する計画としている。 伐採後に根株を存置する範囲や伐根を伴う地均しを行う範囲においては、できる限り地表面の攪乱を抑制し、森林土壌の保全を図る計画としている。	1.4.10-72	・計画時に実施済みである。	—
	掘削時期の配慮	生態系	掘削時の地下水の影響を最小化するため、湧水期に掘削を開始するなど適切な掘削時期の検討を行う。	1.4.11-33	（報告の対象期間では、調整池の掘削工事は未着手である。）	—
	個体移植	生態系	直接改変により消失する個体を、非改変域の生育適地へ移植し、計画地内における種の保全を図る。 成熟した種子を採取し、非改変域の生育適地へ播種、または一部育苗後に植え付けることで、計画地内における種の保全を図る。	1.4.11-34	・サクラソウの確認地点は、改変域から5mバッファ周辺に位置するものの周辺は保全されるため、移植及び播種は行わなかった。	—

内容	環境保全措置	関連する環境影響評価項目	評価書に記載した措置	評価書掲載頁	実施状況 (報告対象期間：令和5年1～3月)	参照資料 ・写真番号
土地造成や掘削・樹木の伐採	残置森林の適切な維持管理	景観、触れ合い活動の場	施設用地（太陽光パネル用地）等の遮へい効果を維持できるよう、残置森林の適切な維持管理を行う。なお、立木の枯損や冬季の落葉などにより太陽光パネルが視認される場合は、状況に応じて低木の植栽等の追加措置を行う。	1.4.12-21 1.4.13-17	（報告の対象期間は、維持管理段階ではない。）	—
	フェンスの色彩への配慮	景観	高速道路(上信越自動車道)やその周辺から計画地の施設用地(太陽光パネル用地)等が見えにくいよう、フェンスの色彩の検討にあたっては、周辺環境と調和するものとする。	1.4.12-21	・計画時に実施済みである。	—
	景観保全森林の設置	景観	No.1、No.3調整池を築造する概ね90m間の区域において、施設用地が見えにくいよう、調整池の北側で幅10m、区間140m程度の樹林を残したうえで、下層がまばらなところに地域個体の低木を植栽する	1.4.12-21	（報告の対象期間では、景観保全森林への地域個体の低木の植栽は行っていない。）	—
	佐久市教育委員会との協議を踏まえた適切な対応	文化財	試掘調査により地表下80～100cmに堆積したローム層上面から遺構4基が確認された切土予定地は、保護層を30cm厚程度設けるよう佐久市教育委員会から指導があったため、それを確保したうえで表層50cm厚程度の掘取りにとどめる計画とした。	1.4.14-18	・計画時に実施済みである。	—
			佐久市教育委員会との協議を踏まえ、工事中には、6ヶ所の工事立会を適時実施する。	1.4.14-18	（報告の対象期間は、工事立会を実施する段階ではない。）	—
			工事中に新たな埋蔵文化財等を確認した場合には、文化財保護法第96条に従い、佐久市教育委員会に遅滞なく報告し、必要な指導及び助言をいただいたうえで適切な対応を行う。	1.4.14-18	・新たな埋蔵文化財等は確認していない。	—
伐採木の再資源化	廃棄物等、温室効果ガス	伐採木（発生木）は、木材として利用可能なものは有価物として場外に搬出し、その他は原則として計画地内でチップ化し再利用を行う。	1.4.15-12 1.4.16-7	・伐採した樹木を有価物として場外搬出し、その他は計画地内でチップ化し再利用を行うため、チップヤードに仮置きした。	写真4-14	
コンクリート工事	調整池の底盤、堤体等におけるコンクリート工事に対する排水溝及び釜場の設置	水質	コンクリート打設箇所を囲むように十分な貯留容量を有する排水溝及び釜場を設置し、アルカリ排水を含む可能性のある水を一時的に貯留する。	1.4.5-47	（報告の対象期間は、コンクリート打設を実施する段階ではない。）	—
	pHの定期測定、中和処理	水質	釜場においてpHを定期的に測定し、アルカリ排水が生じていた場合は、中和剤により中和処理を行った後に公共用水域に放流する。	1.4.5-47	（報告の対象期間は、アルカリ排水が生じる可能性のあるコンクリート打設を実施する段階ではない。）	—

内容	環境保全措置	関連する環境影響評価項目	評価書に記載した措置	評価書掲載頁	実施状況 (報告対象期間：令和5年1～3月)	参照資料 ・写真番号
地下埋設工事	送電線の地下埋設工事の安全確保、円滑な交通誘導	触れ合い活動の場	県道138号香坂中込線において、送電線の地下埋設工事区間は片側通行とする計画であることから、送電線の地下埋設工事区間には基本的に3名の警備員を配置し、安全を確保し円滑な交通誘導を行う。	1.4.13-13	(報告の対象期間では、送電線の地下埋設工事は未着手である。)	—
太陽光パネル等の交換・廃棄	太陽光パネル等の再資源化	廃棄物等	既設発電所撤去後の太陽光パネルは廃棄せず、売却もしくはグループ内太陽光発電所でリユースすることで環境負荷の低減に努める。	1.4.15-4	(報告の対象期間では、既設発電所の太陽光パネルの撤去等は行っていない。)	—
			既設発電所で利用された架台・杭の単管、メッシュフェンス・鉄条網フェンス・パワーコンディショナについては事業者グループでリユースする。		(報告の対象期間では、既設発電所の架台・杭の単管、メッシュフェンス・パワーコンディショナの撤去等は行っていない。)	—
	建設に伴う産業廃棄物(太陽光パネル等の梱包材等)の再資源化	廃棄物等	運搬業者の持ち帰りにより、再利用を行うとともに、再資源化を積極的に推進している産業廃棄物処理業者に廃棄物の処理を委託する。	1.4.15-12	(報告の対象期間では、既設発電所の産業廃棄物の処理等は行っていない。)	—

【参照資料】

資料4-1：新規入場者教育資料

新規入場者の皆さんへ

① 作業所の概要

1.	工 事 名	FSPS佐久市八風太陽光発電所特定建設工事												
2.	工 事 場 所	長野県佐久市香坂字下岩合												
3.	工 期	令和 5年 3月 1日 ~ 令和 7年 8月 31日												
4.	発 注 者	合同会社 FSPS 八風												
5.	監 督 員	[REDACTED]												
6.	工 事 概 要	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">開発区域面積</td> <td style="width: 25%;">約</td> <td style="width: 25%;">540,059㎡</td> </tr> <tr> <td>伐採量</td> <td>約</td> <td>245,900㎡</td> </tr> <tr> <td>切土量</td> <td>約</td> <td>78,300㎡</td> </tr> <tr> <td>盛土量</td> <td>約</td> <td>66,400㎡</td> </tr> </table>	開発区域面積	約	540,059㎡	伐採量	約	245,900㎡	切土量	約	78,300㎡	盛土量	約	66,400㎡
開発区域面積	約	540,059㎡												
伐採量	約	245,900㎡												
切土量	約	78,300㎡												
盛土量	約	66,400㎡												
7.	現 場 T E L	[REDACTED]												
8.	工 事 担 当 者	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">土木工事部長</td> <td style="width: 50%;">[REDACTED]</td> </tr> <tr> <td>土木工事副部長</td> <td>[REDACTED]</td> </tr> </table>	土木工事部長	[REDACTED]	土木工事副部長	[REDACTED]								
土木工事部長	[REDACTED]													
土木工事副部長	[REDACTED]													

③ 安全施工サイクル

```

graph TD
    A[安全朝礼 (体操) 8:00] --> B[作業開始前 KYミーティング 8:10]
    B --> C[始業前点検 8:20]
    C --> D[安全管理者巡視]
    D --> E[職員会 13:00]
    E --> F[JV打合せ 13:00]
    F --> G[作業終了時報告 片付け 17:00]
    G --> A
  
```

④ 作業所内遵守事項

<ol style="list-style-type: none"> 1. 作業開始前の工専用機械、器具等の使用前確認の徹底。 2. 安全確保は4Sから、終業前の一斉実施。 3. 安全通路以外は通らず、近道禁止!! 7. 重機作業は、旋回範囲の立ち入り禁止!! 9. 無資格者は、作業をしない、させない 11. 安全確認大きな声で指差呼称。 13. 問題発生、まず報告、一人判断絶対禁止。 	<ol style="list-style-type: none"> 2. 安全の第一歩は服装から、作業に適した服装で作業を行う。 4. 火気使用時は、作業前に消火用具を用意すること。 6. 当該工事関係者に対する、暴力的行為、又は脅迫的言動禁止!! 8. クレーン作業は、地切り確認、吊荷の下の人払いの徹底。 10. 高所作業は、足場の確保と墜落防止用器具の徹底使用。 12. 通勤・資材搬入等による第三者との交通災害を起こさない。
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

⑤ 当作業所重点厳守事項 (特記仕様書により内容変更する)

※作業時間について8:00~17:00(早出・残業がある場合は直近上位に申し出る) 大型車両通行は9:00~15:00

※法定速度の遵守・歩行者優先・路上駐車禁止・アイドリングストップの協力

※工事エリア内輪留めの徹底及び車両運転の際もヘルメットの着用

※工事エリア内禁煙(指定された場所での喫煙) 山間部なので火気には注意する

※第三者災害の防止(現場事務所など近隣住民様生活区域なので十分注意する)

※ゴミの分別の徹底(一般ゴミは必ず持ち帰る)

(作業終了報告時にKY用紙を直近上位に提出してください)

⑥ 作業所案内図 (駐車場・トイレ等)

※別紙 総合設計計画図にて確認
※別紙 運行通路確認

④ 作業所内遵守事項

<ol style="list-style-type: none"> 1. 作業開始前の工専用機械、器具等の使用前確認の徹底。 3. 安全確保は4Sから、終業前の一斉実施。 5. <u>安全通路以外は通らず、近道禁止!!</u> 7. 重機作業は、旋回範囲の立ち入り禁止!! 9. 無資格者は、作業をしない、させない 11. 安全確認大きな声で指差呼称。 13. 問題発生、まず報告、一人判断絶対禁止。 	<ol style="list-style-type: none"> 2. 安全の第一歩は服装から、作業に適した服装で作業を行う。 4. 火気使用時は、作業前に消火用具を用意すること。 6. 当該工事関係者に対する、暴力的行為、又は脅迫的言動禁止!! 8. クレーン作業は、地切り確認、吊荷の下の人払いの徹底。 10. 高所作業は、足場の確保と墜落防止用器具の徹底使用。 12. 通勤・資材搬入等による第三者との交通災害を起こさない。
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

⑤ 当作業所重点厳守事項 (特記仕様書により内容変更する)

※作業時間について8:00~17:00(早出・残業がある場合は直近上位に申し出る) 大型車両通行は9:00~15:00

※法定速度の遵守・歩行者優先・路上駐車禁止・アイドリングストップの協力

※工事エリア内輪留めの徹底及び車両運転の際もヘルメットの着用

※工事エリア内禁煙(指定された場所での喫煙) 山間部なので火気には注意する

※第三者災害の防止(現場事務所など近隣住民様生活区域なので十分注意する)

※ゴミの分別の徹底(一般ゴミは必ず持ち帰る)

(作業終了報告時にKY用紙を直近上位に提出してください)

資料4-2：工事着手前全戸配布資料（西地区、東地区）

※抜粋

西地区配布

着工にあたり

西地区区民各位

合同会社FSPS八風
株式会社トーエネック
株式会社藤巻建設

謹啓

貴地区におかれましては、時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

貴地区内で進めさせていただいておりますFSPS佐久市八風太陽光発電所事業につきまして、去る令和4年9月に臨時総会にて本事業に対する賛成のご決議を頂戴しましたこと、厚く御礼申し上げます。その後、進めて参りました長野県環境影響評価条例に基づく環境影響評価手続きを令和4年12月に終了し、森林法に基づく林地開発許可も令和5年2月7日に取得し本事業の着工に必要な法的手続きを全て終了いたしました。

また、貴地区との協定書並びに土地売買についても令和5年2月16日に清算も含めた全てが完了いたしました。大変感謝申し上げます。

以上のことから令和5年3月1日より現地工事着工の運びとなりましたので、事前に西地区全世帯の皆様へ施工体制を含めた工事説明資料を配布させていただき、工事における安全安心をお約束スタートしたくご案内いたします。

また、ご意見ご要望がございましたら速慮なくお寄せいただけますようお願い申し上げます。本事業をよりよいものにすべく、社員一同一丸となって取り組んでまいりますので、皆様のご協力を賜りたくお願い申し上げます。

謹白
令和5年2月吉日

東地区配布

着工にあたり

東地区区民各位

合同会社FSPS八風
株式会社トーエネック
株式会社藤巻建設

謹啓

貴地区におかれましては、時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

貴地区内で進めさせていただいておりますFSPS佐久市八風太陽光発電所事業につきまして、これまで進めて参りました長野県環境影響評価条例に基づく環境影響評価手続きを令和4年12月に終了し、森林法に基づく林地開発許可も令和5年2月7日に取得し本事業の着工に必要な法的手続きを全て終了いたしました。

また、貴地区との協定書並びに土地売買についても令和5年2月16日に清算も含めた全てが完了いたしました。大変感謝申し上げます。

以上のことから令和5年2月19日に東地区文化センターで工事説明会を行い、令和5年3月1日に安全祈願祭を執り行い、現地工事着工となりましたので、改めて東地区全世帯の皆様へ施工体制等の工事説明資料を配布させていただきます。

また、ご意見ご要望がございましたら速慮なくお寄せいただけますようお願い申し上げます。本事業をよりよいものにすべく、社員一同一丸となって取り組んでまいりますので、皆様のご協力を賜りたくお願い申し上げます。

謹白
令和5年3月吉日

西地区・東地区配布（共通内容）

事業計画についての概要（これまでの説明会資料より抜粋）

森林の開発を伴う発電所の建設計画において、最も重要になるのが防災計画です。特に調整池については、太陽光発電設備の設置により森林が持つ保水能力の低下を補い、水路や河川の機能を負担を掛けないための重要な施設となります。この林地開発については、林地開発許可申請の手引き（令和3年4月改定 長野県）及び流域開発に伴う防災調節池等技术基準（平成27年改定 長野県）に基づいて適切に行って参ります。

・調整池についての詳細

本事業における調整池の設計において最も重要なことは、「香坂ダムに負担をかけないこと」です。香坂ダムの上流域にもう一つ小さなダムを設けることと同義になり、全体として防災機能が向上することになります。

本事業における調整池の設計においては、各方面からのご意見を反映し、長野県や佐久市との協議及び環境影響評価における技術委員会の指導の下、50年降雨確率以上（防災調整池の貯留量は100年確率）のより安全な防災設計となるよう、設計をいたしました。

・造成についての詳細

本事業計画地の大部分は、森林土壌の保全を図るべく切土量削減の観点から、現況地形を活かし、計画地南東の小山も存置することと致しました。それにより、造成を必要最小限にとどめることが可能となり、できる限り表土の保全を図って参る計画としました。ただし、特高設備や調整池等構造物下等、施工上伐根がどうしても必要になる場所もありますので、伐根は必要最小限に行なって参ります。また、埋蔵文化財センターと適切に協議を行い、埋蔵文化財センターの指導のもと、造成工を行って参ります。

・ハザードエリアについて

本事業の計画地の東西には、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成29年6月19日改定）に基づく土砂災害特別警戒区域（土石流）、西側には土砂災害警戒区域（土石流）、「佐久市太陽光設備の設置等に関するガイドライン」（令和4年4月改定）で指定する土石流危険渓流のハザードエリアがあります。このうち、土石流危険渓流については、法的な規制エリアではないものの「佐久市太陽光設備の設置等に関するガイドライン」及び「佐久市太陽光発電設備の設置等に関する要綱」（令和4年5月改定）による当該エリアは造成工を避けるべきエリアに指定されているため、重なる区域を残置森林とすることで保全を図る計画としました。

・希少植物への対応

環境影響評価の手続き上、盗掘の恐れがあるため詳細な場所は開示できませんが、希少植物が発見された場所においては、緩衝帯を設けたうえで技術委員会の指導を頂戴しながら残置森林としたうえで、必要に応じて保全する措置を行います。また、運転開始後も3年間ほど、環境影響評価の手続きとして事後調査を行って参ります。

・発電所の維持管理について

先に締結いたしました協定書と合わせて維持管理マニュアルを提示してございます。これに沿って以下の発電所の維持管理を行って参ります。

発電所敷地内の除草は、景観のみならず安全に発電所を運営するうえで重要な管理作業です。発電所の除草については、地下水等への影響を考慮し、除草剤等を使用せず、定期的に手作業及び除草機で行う計画です。除草の時期・回数につきましては、敷地内の雑草の繁茂状況に応じ、基本的に年間2～3回実施する予定です。また、地元企業にもご協力いただき、地元企業に貢献できる管理体制を計画しています。

調整池については、設計容量を適正に維持するため浚渫作業を適宜行なって参ります。電気については保安規定に則り維持管理していくこととなります。維持管理にあたっては、実績と信頼のある委託業者を選定し、適切に行なって参ります。

※抜粋

地中送電線工事 ＜全体工事計画 総長約12km＞

快適以上を、世の中へ。

◇工事計画

- <埋設施工の背景>
電柱のほうが施工費は安価ですが、災害時の二次災害に繋がらないことを考慮し、埋設を選択しております。
- <交通規制について>
工事は片側交互通行規制で実施致します。原則通行止は致しません。
原則、昼間8:00~17:00にて施工し、夜間は交通規制を解除致します。
- <施工について>
下図の通り、全長を5エリアに分割し、実施致します。
施工順序：調査測量・試掘⇒接続樹工事⇒管路工事（しゃくとり虫のように日進約15mほど連続して施工）⇒ケーブル工事⇒舗装本復旧工事

凡例

- ：接続樹
- ：電気ルート

地中送電線工事 ＜交通規制状況例＞

快適以上を、世の中へ。

- ・片側交互通行（原則通行止めなし）
- ・交差点部や乗り入れ箇所に関しては車両が通行できる残幅（最低2.5m以上）を確保して施工を行う。
※必要に応じて敷鉄板等にて車両が通行できるように処置を行う

・沿道住民様へは施工予定日より1週間程度前に直接お伺いさせていただき、工事方法や工事予定日の説明をさせていただきます。

資料4-4：産廃マニフェスト

計画地内において生育が確認されたハリエンジュは、伐採・伐根後の樹木が混入しないように産業廃棄物（木くず）として適切に処分した。

産業廃棄物管理票 建設系廃棄物マニフェスト(A)										整理番号	
交付年月日 5年3月6日	交付番号 06766759101	交付担当者 所属 土木部	事前協議 番号/年月日等							2	
排出事業者 住所 〒 389-2601 長野県飯山市大字照岡16番地 株式会社 藤巻建設 氏名又は名称 0269-69-2111	事業場(作業所) 所在地 〒 FSPS佐久市八風太陽光発電所 特定建設工事 名称 長野県佐久市香坂字下岩合 電話番号	検査又はサイン (B1票)	検査又はサイン (B2票)	検査又はサイン (D票)	検査又はサイン (E票)	年月日 5年3月6日 5年3月7日 5年3月7日					
産業廃棄物の種類 (単位: t, Kg, m ³)											
安定型品目	数量	安定型品目	数量	管理型品目	数量	管理型品目	数量	特別管理産廃	数量	形状	荷姿
01 コンクリートがら		07 混合(安定型のみ)		11 建設汚泥		17 石綿含有産業廃棄物		21 廃石綿等		1 固形状	1 バラ
02 アスコンがら		08 石綿含有産業廃棄物		12 紙くず		18 水銀使用製品産業廃棄物				2 泥状	2 コンテナ
03 その他がれき類				13 木くず	7.0m ³					3 液状	3 ドラム缶
04 ガラス・陶磁器くず				14 繊維くず							4 袋
05 廃プラスチック類				15 廃石膏ボード		総重量又は総容量					
06 金属くず				16 混合(管理型含む)							
中間処理 産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称 及び管理票の交付番号(登録番号)			1 帳簿記載のとおり		2 当欄記載のとおり					
最終処分(埋立処分、再生等)の場所(予定)	所在地/名称			1 委託契約書記載のとおり		2 当欄記載のとおり					
運搬受託者(収集運搬業者)(1)			運搬受託者(収集運搬業者)(2)			運搬先の事業場(処分業者の処理施設)					
住所 〒 389-2601 長野県飯山市大字照岡16番地 株式会社 藤巻建設 氏名又は名称 0269-69-2111			住所 〒 氏名又は名称 電話番号			所在地 〒 381-0103 長野市若穂川田栄和田 2401-13 名称 神山緑地リサイクルセンター 電話番号 026-282-5757					
積替え・保管 1. 有 2. 無			積替え・保管 1. 有 2. 無			処分方法 中間処理 1. 脱水 2. 焼却 3. 破砕 4. 5. 6. 最終処分 1. 安定型 2. 管理型 3. 遮断型 7. 8.					
処分受託者(処分業者)			積替え又は保管			追加記載事項					
住所 〒 381-0103 長野市若穂川田 1175-1 氏名又は名称 (株) 神山緑地産業 電話番号 026-282-2259			所在地 〒 電話番号 有価物拾集 1. 有・2. 無 実量数量 t, m ³								
運搬の受託(1) 会社名及び運搬担当者名 (サイン又は実印)		運搬の受託(2) 会社名及び運搬担当者名 (サイン又は実印)		処分の受託(受領) 会社名及び処分担当者名 (サイン又は実印)		処分の受託(処分) 会社名及び処分担当者名 (サイン又は実印)		最終処分終了日 (埋立処分、再生等) 年月日 確認者(サイン又は実印)			
年月日 年 月 日		年月日 年 月 日		年月日 年 月 日		年月日 年 月 日		年月日			
最終処分(埋立処分、再生等)を行った場所 所在地/名称(委託契約書記載の最終処分場所については、処分先Noでも可)											
発行元: 建設六団体副産物対策協議会						取扱元: 建設マニフェスト販売センター			部分は記入不要の項目です		

確認されている希少ワシタカ類



要注意な3種

クマタカ
ハイタカ
オオタカ

□ 計画地内で確認されているワシタカ類

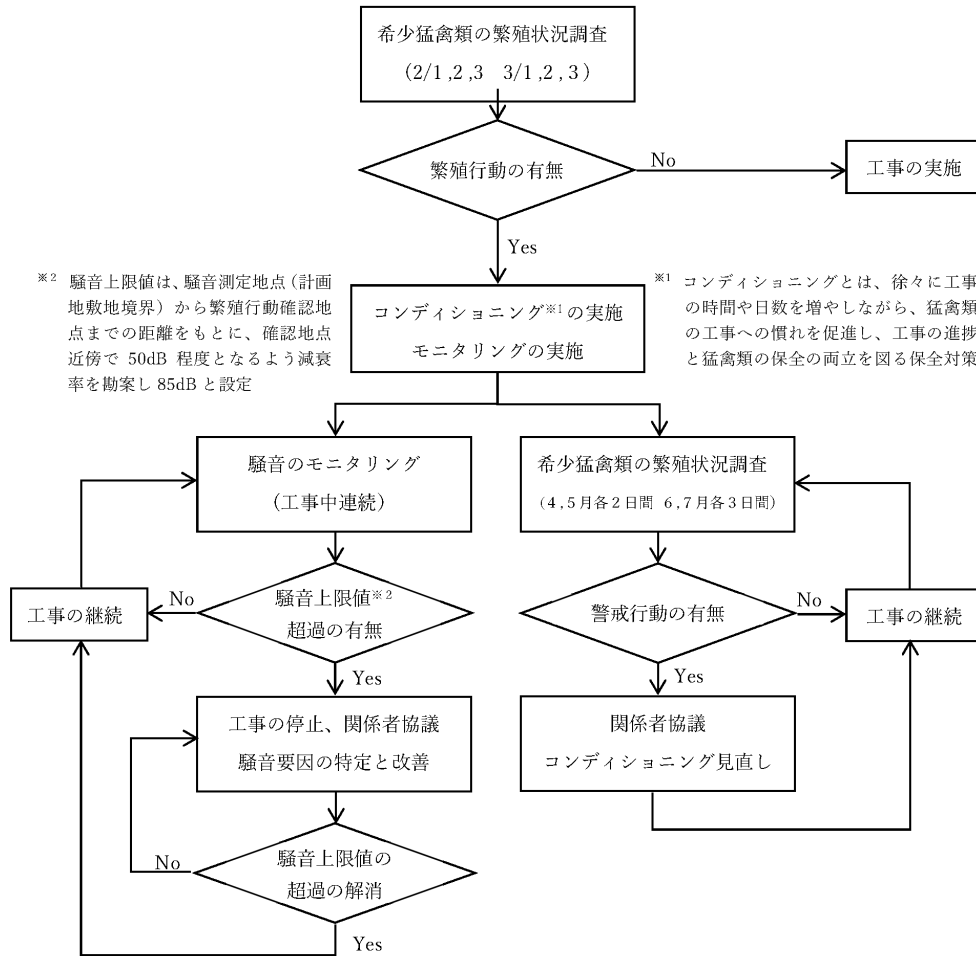
猛禽類への配慮事項

- | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>服装等に関する配慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作業着やヘルメットは周囲になじむ色とし、目立たない服装を着用する ・ 猛禽類を見つけたり鳴き声が聞こえたりしても、注視したり探したりしない ・ 工事箇所以外の林に立ち入らない ・ 決められたルートを通行し森林内をむやみに歩き回らない | <p>作業上の配慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不要な大声を出さない ・ 空ぶかしをしない ・ アイドリングストップに努める ・ カーンという金属音等の高周波の音をなるべく出さない ・ 駐車箇所、作業進入路等をできるだけ同じにする |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

【希少猛禽類コンディショニング フローチャート】

基本方針

- ・営巣木が特定されなくても、繁殖行動が確認されたため繁殖開始とみなし対応
- ・コンディショニングは可能な範囲で実施し、騒音上限値など具体的指標で管理



※2 騒音上限値は、騒音測定地点（計画地敷地境界）から繁殖行動確認地点までの距離をもとに、確認地点近傍で 50dB 程度となるよう減衰率を勘案し 85dB と設定

※1 コンディショニングとは、徐々に工事の時間や日数を増やししながら、猛禽類の工事への慣れを促進し、工事の進捗と猛禽類の保全の両立を図る保全対策

騒音上限超過時の対応の例

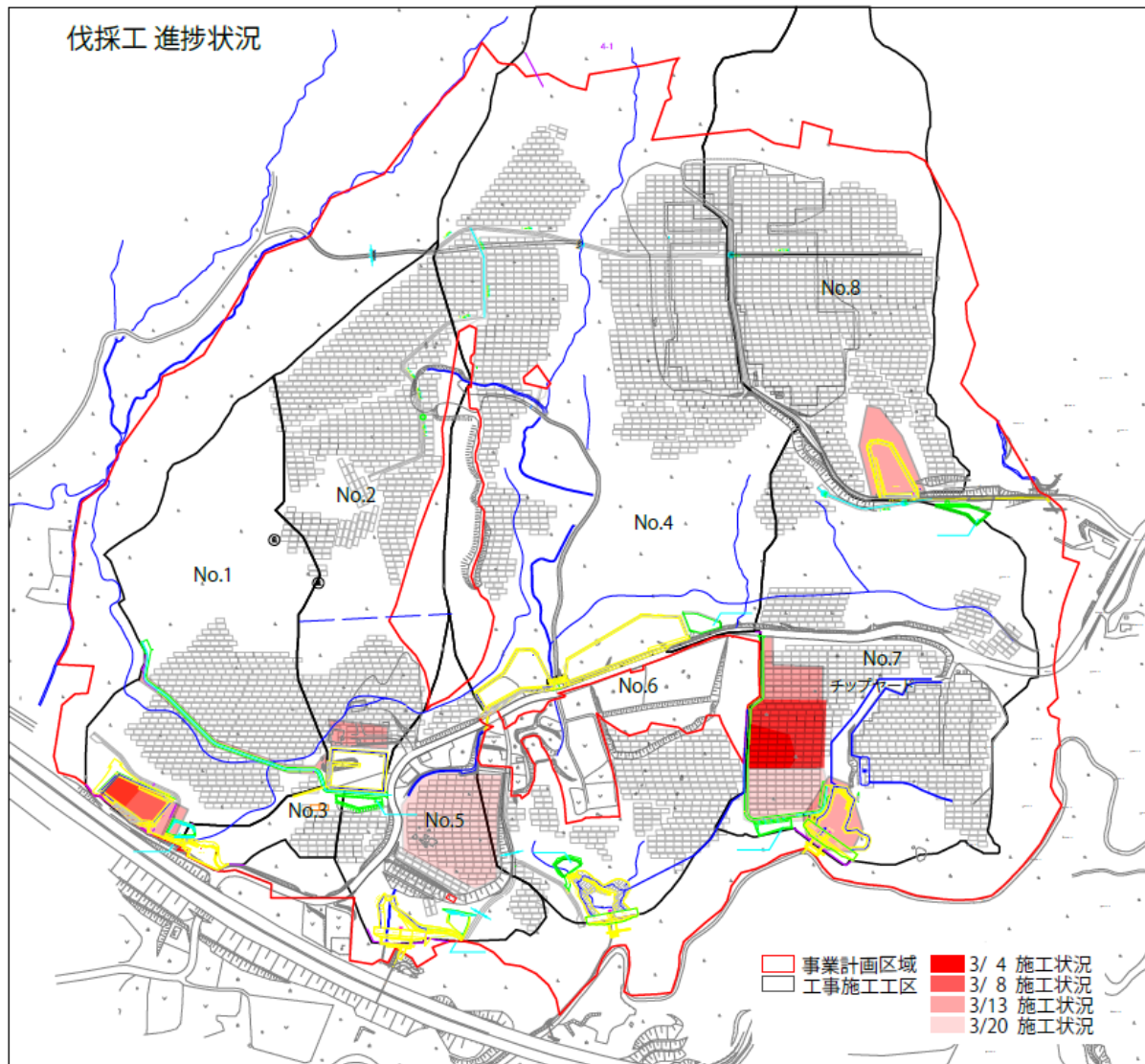
- ・上限値 85dB を超えた場合は関係者間で対応を協議する
- ・排土板、バケットの衝撃的な操作は避ける
- ・ブルドーザー作業等における不必要な空ふかしや、高負荷での運転を避ける
- ・ブルドーザー作業等における後進時の高速走行を避ける
- ・土工では、シートによる防音壁を設置し、騒音の伝播を極力抑える
- ・架台基礎工事では、シートによる防音囲いを設置し、騒音の伝播を極力抑える

警戒行動の例

- ・飛行中に音がすると不自然な方向転換を行ったり、急に羽ばたいたりして遠ざかる
- ・飛行中に音などに驚いて直ちに逃避したり、バランスを崩したりする
- ・止まり時に体を起こして作業中の工事現場を凝視したり、動作が落ち着かなくなったりする
- ・止まり時に工事作業に驚いて飛び立ち逃避する
- ・警戒声を発する

資料4-7：施工状況進捗図（希少猛禽類の繁殖時期への配慮に係るコンディショニング対応）

資材や建設機械の搬入や稼働は、繁殖兆候が見られた箇所から遠い工区から始め、2週間程かけ徐々に近くの工区へ拡大するなどの配慮を行った。



【参照写真】

写真4-1：新規入場者教育実施状況写真（令和5年3月23日撮影）



写真4-2：工事車両証の掲示状況写真（令和5年3月18日撮影）



写真4-3：毎日の打合せの写真（令和5年3月23日撮影）

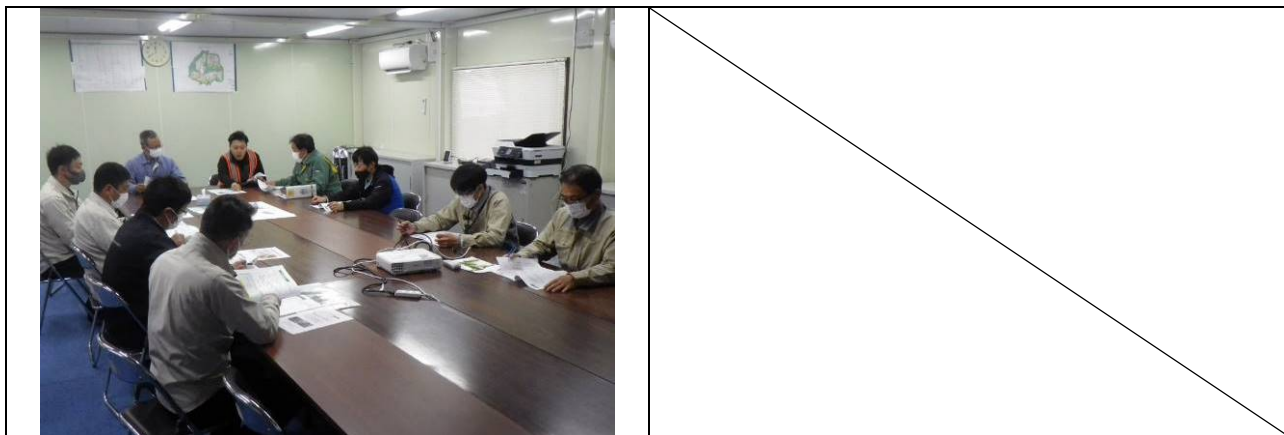


写真4-4：工事用車両出入口の路面清掃の写真（令和5年3月28日撮影）



写真4-5：排出ガス対策型・超低騒音型建設機械の使用状況写真



写真4-6：工事着手前地元説明会写真_東地区／工事着手前自営線工事説明会写真_伊勢林区
東地区（令和5年2月19日撮影）



伊勢林区（令和5年3月17日撮影）

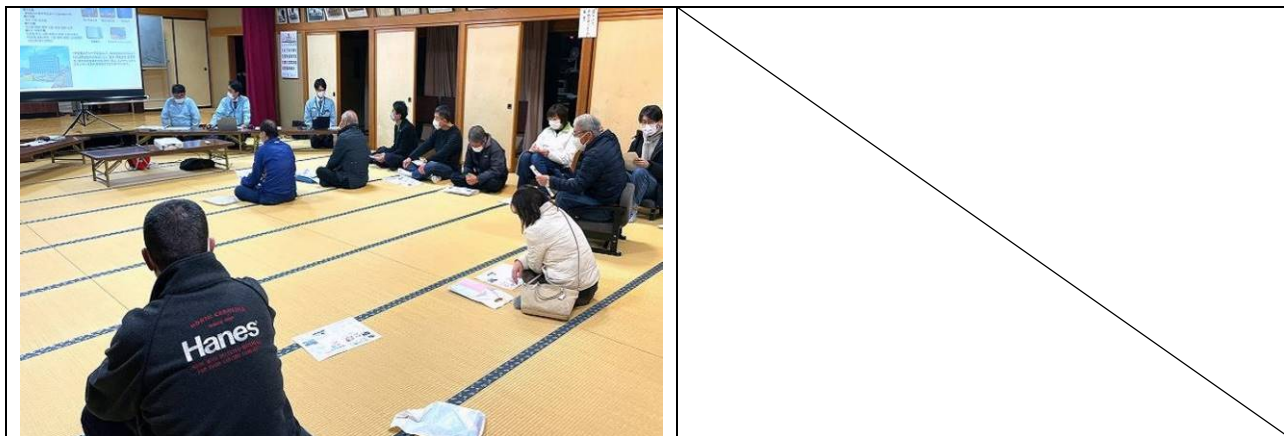


写真4-7：工事箇所や工事区域内での敷鉄板状況写真（令和5年3月22日撮影）



写真4-8：ハリエンジュ伐採・搬出状況写真（令和5年3月22～24日撮影）



写真4-9：サクラソウ生育地囲い状況写真（令和5年3月10日撮影）



写真4-10：希少猛禽類安全看板掲示写真（令和5年3月10日撮影）

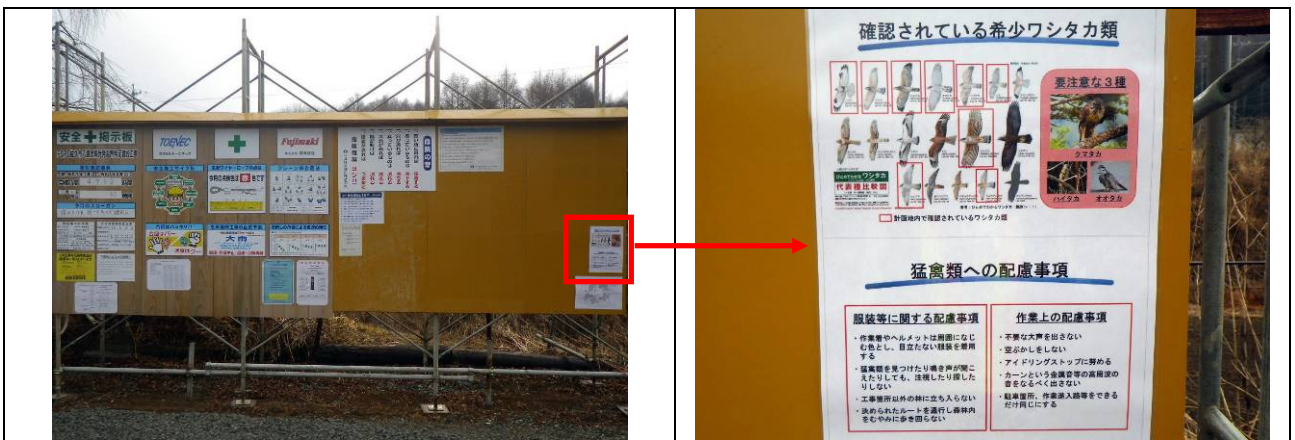


写真4-11：ヤマトテンナンショウ播種状況写真（令和5年3月16日～17日撮影）



播種地整備



灌水



ラベル杭設置



ラベル杭設置状況



播種



マルチング



播種地囲い設置状況



鳥獣保護柵設置状況

写真4-12：猛禽類の調査状況写真（令和5年2月1日撮影）

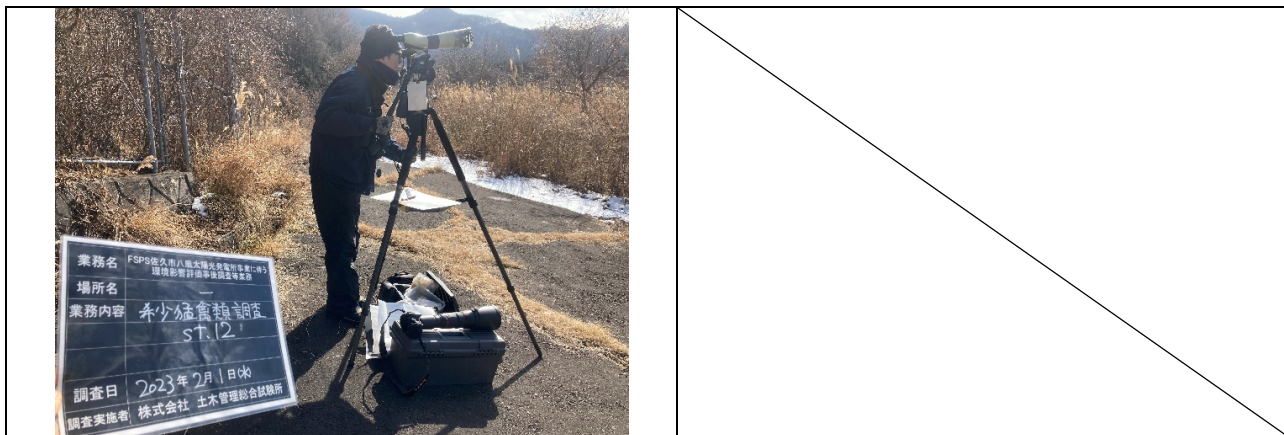


写真4-13：騒音計の設置状況写真（希少猛禽類コンディショニングに係る騒音モニタリング用）
（令和5年3月17日撮影）



写真4-14：有価物（伐採木）の集積状況写真（令和5年3月22日撮影）

